

兵庫県公報

平成25年11月22日 金曜日 第 2546 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の設定認可（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○ 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	6
公 告	
○ 平成25年度兵庫県文化賞表彰（芸術文化課）	6
○ 平成25年度兵庫県科学賞表彰（同）	7
○ 平成25年度兵庫県スポーツ賞表彰（同）	7
○ 平成25年度兵庫県社会賞表彰（同）	8
○ 軽油取引税に係る免税証の無効公告（税務課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
病院局公告	
○ 入札公告	9
○ 随意契約の相手方等の公示（県立姫路循環器センター）	14
選挙管理委員会告示	
○ 政治団体から提出された平成21年分の収支報告書の要旨	14
○ 政治団体から提出された平成22年分の収支報告書の要旨	15
○ 政治団体から提出された平成23年分の収支報告書の要旨	16
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨	25
公安委員会告示	
○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱等	33

告 示

兵庫県告示第1307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設定を認可した。
この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成25年11月22日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
大庭土地改良区	県営土地改良事業により造成される施設の維持管理事業	大庭地区	平成25年11月11日



兵庫県告示第1308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

口塩久矢ノ内土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 拓 眞	丹波市青垣町口塩久308番地
同	足 立 義 和	同 市青垣町沢野1458番地 1
同	足 立 義 隆	同 市青垣町口塩久508番地
同	廣 瀬 隆 仁	同 市青垣町口塩久388番地 5
同	澤 田 貴 之	同 市青垣町口塩久347番地
同	足 立 忠 一	同 市青垣町口塩久456番地 2
同	足 立 憲 昭	大阪府吹田市五月が丘西 1 番A—208号
監 事	足 立 孝 夫	丹波市青垣町口塩久507番地
同	足 立 襄 介	同 市青垣町沢野1463番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岸 田 正 徳	丹波市青垣町口塩久345番地 2
同	足 立 義 和	同 市青垣町沢野1458番地 1
同	足 立 光 廣	同 市青垣町口塩久709番地
同	足 立 敏 彰	同 市青垣町口塩久380番地
同	足 立 義 行	同 市青垣町口塩久266番地 6
同	苗 山 正 昭	同 市青垣町口塩久335番地
同	足 立 惠 彦	同 市青垣町口塩久533番地
監 事	足 立 秀 一	同 市青垣町口塩久510番地
同	足 立 襄 介	同 市青垣町沢野1463番地



兵庫県告示第1309号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所

養父市大屋町大杉字奥山986の1、986の2、987、988の1、988の2、989、990、991の1から991の3まで、992、994の1、994の2、995、996、997の1、997の2、998、999
- 2 指定の目的

水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥山986の1・986の2・987・988の2・989・991の1・991の2・994の1・994の2・995・996・997の1・997の2・998（以上14筆について次の図に示す部分に限る。）、988の1、992

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1310号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
篠山市塩岡字七ツ谷13から18まで、80、80の1、81から83まで、83の1、84、85
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字七ツ谷13・15・16（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、83、83の1、84、85
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1311号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
養父市餅耕地字サゝ94の1、95の1、95の2、96、98から101まで、101の1、101の3、102、102の1、374から381まで、382の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字サゝ95の1・95の2・98・99・101の3・376・377・380・382の2（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、381
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1312号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
養父市大屋町中間字瓜畑177の3・358・361・362・364（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、177、177の1、177の2、178、178の1、179、180、180の1から180の4まで、181、182、182の1、182の2、183、363、365から379まで、字家ノ上191（次の図に示す部分に限る。）、184から190まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字瓜畑358・363・364・370から373まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、367から369まで、字家ノ上191（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1313号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市田路字カイジリ67の4、69の1、70、72の1、73、73の1、76の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字カイジリ69の1・70・72の1・73・73の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1314号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 兵庫パルプ工業株式会社
 丹波市山南町谷川858番地
 代表取締役社長 井 川 雄 治
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 兵庫パルプ工業株式会社
 丹波市山南町谷川858番地
- (3) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前			変 更 後		
排 水 口 名		No. 1	No. 2	No. 3~No. 16	No. 1	No. 2	No. 3~No. 30
排 水 量 (単位 m ³ /日)	通常	14,783	5	雨 水 専 用 排 水 口	14,783	5	雨 水 専 用 排 水 口
	最大	14,954	7		14,954	7	
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通常	6.5	7		6.5	7	
	最大	6~7.9	6~8		6~7.9	6~8	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通常	60	20		60	20	
	最大	90	60		90	60	
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通常	60	20		60	20	
	最大	90	60		90	60	
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通常	35	10		35	10	
	最大	65	50		65	50	
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通常	2	30	2	30		
	最大	3	60	3	60		
り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	通常	0.2	4	0.2	4		
	最大	0.3	8	0.3	8		
ダ イ オ キ シ ン 類 (単位 pg-TEQ/L)	通常	3	—	3	—		
	最大	5	—	5	—		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年11月22日から同年12月13日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び丹波市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第1315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年11月22日か

ら供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年11月22日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 有瀬大蔵線	明石市東野町1925番1から 同 市大蔵町2373番1まで	旧	7.0から 45.0まで	477.0	一部 予定地
		新	12.0から 49.0まで	536.0	



兵庫県告示第1316号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、阪神尼崎駅南地区市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成25年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
阪神尼崎駅南地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
変更前 平成17年1月17日から平成24年3月まで
変更後 平成17年1月17日から平成26年3月まで
- 3 施行地区
尼崎市御園町の一部
- 4 事務所の所在地
尼崎市御園町24番
- 5 設立認可年月日
平成17年1月17日
- 6 変更認可年月日
平成25年11月11日

公 告

平成25年度兵庫県文化賞表彰

兵庫県文化賞規則（昭和38年兵庫県規則第84号）第2条の規定により、平成25年11月3日に次の者を表彰した。

平成25年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 井 上 和 世
(2) 住 所 神戸市中央区
(3) 功績内容 永年にわたり声楽家として力強く清涼感あふれる歌声で国内外の多くの観客を魅了するとともに神戸フォーレ協会会長としてフランス音楽の普及や後進の指導育成に努めるなど音楽の振興に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 牛 丸 好 一
(2) 住 所 神戸市北区

- (3) 功績内容 永年にわたり前衛書家として感性豊かな優れた作品を生み出すとともに書の研究者として石刻の調査研究や拓本の収集などを通じ数多くの論文を発表し高い評価を得るなど書道の振興に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 友 岡 子 郷 (本名：友 岡 清)
- (2) 住 所 明石市
- (3) 功績内容 永年にわたり詩情豊かな俳句の創作に励み純真で人の心に届く和みある作品を数多く発表するとともに同人誌「椰子」を創刊し後進の指導育成に努めるなど俳句の振興に尽くした。
- 4 (1) 氏 名 豊 嶋 泰 嗣
- (2) 住 所 東京都港区
- (3) 功績内容 兵庫芸術文化センター管弦楽団のコンサートマスターとして県民に愛される楽団づくりに中心的な役割を果たすとともに若手演奏家の育成に努めるなど音楽の振興に尽くした。
- 5 (1) 氏 名 藤 田 佳 代
- (2) 住 所 神戸市東灘区
- (3) 功績内容 永年にわたり舞踊家として「命をつなぐ」をテーマとした数多くの優れた公演活動を精力的に行うとともに舞踊を通じた情操教育に尽力するなど舞踊文化の振興に尽くした。
- 6 (1) 氏 名 一般財団法人みなと銀行文化振興財団
- (2) 住 所 神戸市中央区
- (3) 功績内容 永年にわたり美術・音楽・スポーツなど多彩な文化イベントを主催するとともに地域で行われる各種文化行事への助成を通じ県民の個性豊かな生活を育むなど県民文化の振興に尽くした。



平成25年度兵庫県科学賞表彰

兵庫県科学賞規則（昭和38年兵庫県規則第85号）第2条の規定により、平成25年11月3日に次の者を表彰した。

平成25年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 大 隅 隆
- (2) 住 所 姫路市
- (3) 功績内容 脂質代謝研究の第一人者として細胞小器官における脂質代謝調節機構の解析に努めるとともに先端研究施設を活用した研究教育の推進に精力的に取り組むなど生命科学の発展と科学技術の向上に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 株式会社ヤマシタワークス
- (2) 住 所 尼崎市
- (3) 功績内容 食品素材を芯材とする研磨材を用いた鏡面研磨加工技術を開発し仕上加工の効率化を実現するとともにその技術は世界で評価され多くの製造企業で採用されるなど科学技術の向上と産業の発展に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 独立行政法人理化学研究所計算科学研究機構運用技術部門
- (2) 住 所 神戸市中央区
- (3) 功績内容 スーパーコンピュータ「京」の性能を最大限に引き出すことを目指し安定運用に向けた技術開発を行うとともにシステム運用技術の高度化により利用率を向上させるなど科学技術の向上と産業の発展に尽くした。



平成25年度兵庫県スポーツ賞表彰

兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号）第2条の規定により、平成25年11月3日に次の者を表彰した。

平成25年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 井 上 彌 子
- (2) 住 所 神戸市垂水区

(3) 功績内容 永年にわたり兵庫県なぎなた連盟副会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに地域でなぎなた教室を開設し生涯スポーツとしての普及に貢献するなどスポーツの振興に尽くした。

2 (1) 氏 名 篠 崎 治

(2) 住 所 神戸市中央区

(3) 功績内容 永年にわたり兵庫県軟式野球連盟会長として競技の普及と発展に努めるとともに兵庫県スポーツ少年団本部長として次代を担う青少年の健全育成に貢献するなどスポーツの振興に尽くした。

3 (1) 氏 名 杉 本 雄 一

(2) 住 所 神戸市灘区

(3) 功績内容 永年にわたり兵庫県山岳連盟副理事長等の要職を歴任し山岳競技の普及と発展に努めるとともに豊富な経験を基に安全登山の推進や自然環境保護に力を注ぐなどスポーツの振興に尽くした。

4 (1) 氏 名 山 口 泰 雄

(2) 住 所 神戸市西区

(3) 功績内容 兵庫県スポーツ振興計画策定委員長として「スポーツ立県ひょうご」に向けた指針を取りまとめるとともに「スポーツクラブ21ひょうご」の普及や神戸マラソンの基本構想策定に尽力するなどスポーツの振興に尽くした。

5 (1) 氏 名 白 井 裕 樹

(2) 住 所 愛知県豊田市

(3) 功績内容 ロシア・カザンで開かれた第二十七回ユニバーシアード競技大会水泳競技において金メダルを獲得されスポーツを通じて兵庫の名を高めた。

6 (1) 氏 名 八 木 かなえ

(2) 住 所 石川県金沢市

(3) 功績内容 ロシア・カザンで開かれた第二十七回ユニバーシアード競技大会ウエイトリフティング競技において金メダルを獲得されスポーツを通じて兵庫の名を高めた。



平成25年度兵庫県社会賞表彰

兵庫県社会賞規則（昭和47年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、平成25年11月3日に次の者を表彰した。

平成25年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 氏 名 野 崎 隆 一

(2) 住 所 神戸市東灘区

(3) 功績内容 永年にわたり阪神・淡路大震災からの復興をはじめとするまちづくり支援に努めるとともに東日本大震災被災地でもその経験を生かし住民による持続可能なまちづくりを推進するなど豊かな地域社会づくりに尽くした。

2 (1) 氏 名 一般財団法人長谷川福祉会

(2) 住 所 神戸市中央区

(3) 功績内容 永年にわたり障害者施設や小規模作業所への助成を行い障害者の自立支援に努めるとともに社会福祉活動への支援を通じ障害者の社会参加を支えるなど県民福祉の向上に尽くした。



軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成25年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
100 リットル 券	港湾運 送業	H11 5048517	平成26年 3月31日	1	神戸市中央区浜辺通4丁目1 番11号 株式会社カミックス	神戸 県民局	平成25年 10月15日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年11月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 揖保郡太子町東南字佐田61番1、61番2の一部、61番3、61番5の一部、62番、63番、64番の一部、70番1の一部、70番3の一部、70番5の一部、70番7の一部、61番1の地先里道水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 揖保郡太子町東保517番地の3
 泰成建設株式会社 代表取締役 中村昭則
- 3 許可年月日及び許可番号
 平成25年5月24日
 兵庫県指令西播（光土）（建）第1－8号（25太子）

病院局公告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成25年11月22日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 西村隆一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名
 兵庫県立リハビリテーション西播磨病院避雷針新設工事
 - (2) 工事場所
 たつの市新宮町光都1丁目7番1号
 - (3) 工事概要
 工種 電気工事
 避雷針の新設
 - (4) 施工期間
 着工の日から平成26年3月25日（火）まで
 - (5) 最低制限価格
 有
 - (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格
 無
 - (7) 入札方式
 制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）
 - (8) 契約締結予定日
 平成25年12月下旬予定

(9) 支払条件

- ア 前払金 有
- イ 部分払 無

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

- ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事業に係る許可を有すること。
- ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が電気工事であること。
- エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。
- オ 兵庫県西播磨県民局及び中播磨県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成25年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気工事においてB等級（技術・社会貢献評価数値が5点以上の者に限る。）に格付けされていること。
- カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
- ク 兵庫県発注の電気工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、電気工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

- ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。
 - (イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。
 - (ロ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。
- イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。
- ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。
なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成25年11月22日（金）から同年12月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒679-5165 たつの市新宮町光都1丁目7番1号
兵庫県立リハビリテーション西播磨病院総務部総務課
電話番号（0791）58-1050

5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

平成25年11月22日（金）から同年12月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 交付場所
前記4(2)に同じ。
 - (3) 交付方法
無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。
なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。
- 6 入札参加の手続
- 本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。
- (1) 提出期間
平成25年11月22日（金）から同年12月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 提出場所
前記4(2)に同じ。
 - (3) 提出部数
1部
 - (4) 提出資料等
ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）
イ 設計図書貸与申込書（様式9号）
 - (5) その他
ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。
イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
ウ 提出された申込書等は、返却しない。
エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。
- 7 設計図書に対する質問
- (1) 設計図書に対する質問
設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。
ア 提出期間
平成25年11月25日（月）から同年12月9日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
イ 提出場所
前記4(2)に同じ。
 - (2) 回答書の閲覧
ア 閲覧期間
平成25年12月12日（木）から同月18日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
イ 閲覧場所
前記4(2)に同じ。
- 8 入札手続等
- (1) 入札及び開札の日時
平成25年12月19日（木）午前10時
 - (2) 入札及び開札の場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁1号館 1階A会議室
 - (3) 入札の方法
上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。
 - (4) 入札保証金
免除する。
 - (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

- イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。
- ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。
- カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。
- キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
- ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。
- コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。
- サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）
(ロ) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者
- シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。
- (6) 無効とする入札
- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。
- ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (7) 入札に際しての注意事項
- ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。
なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。
- ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。
- エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めるところがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。
なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。
- オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。
なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。
- カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。
- キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

ウ 提出方法

前記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部

又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成25年11月22日

兵庫県病院事業 契約担当者
県立姫路循環器病センター院長 向 原 伸 彦

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ハイブリッド手術システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
県立姫路循環器病センター 姫路市西庄甲520
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年9月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
462,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成25年8月27日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第15条第1項(a)による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成21年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成25年11月22日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

(単位 円)

田路勝と共に宍粟市を考える会

報告年月日 25.02.05

1	収入総額		1,661,386
	前年繰越額		26,386
	本年收入額		1,635,000
2	支出総額		1,576,742
3	本年收入の内訳		
	寄附		1,635,000
	個人分		1,635,000
4	支出の内訳		
	経常経費		383,270
	光熱水費		10,000
	備品・消耗品費		210,000
	事務所費		163,270
	政治活動費		1,193,472
	組織活動費		943,472
	寄附・交付金		250,000
5	寄附の内訳		
	(個人分)		
	岡 田 善 史	300,000	宍粟市
	広 田 勝 之	100,000	同 市
	丸 山 喜 一	150,000	同 市
	秋 田 逮 三	300,000	同 市
	鎌 谷 豊 司	100,000	同 市
	田 路 勝	300,000	同 市
	秋 田 忠 臣	200,000	同 市
	年間5万円以下のもの	185,000	



兵庫県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成22年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成25年11月22日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（資金管理団体）

(単位 円)

美しい神戸の会

資金管理団体の届出をした者の氏名

長 瀬 猛

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日 25.07.31

1	収入総額		1,508,494
	前年繰越額		1,508,494
2	支出総額		0

3 資産等の内訳
 (借入金)
 長 瀬 宏 子 7,000,000

収支報告書の要旨 (その他の政治団体)

(単位 円)

田路勝と共に宍粟市を考える会

報告年月日 25.02.05

1 収入総額	84,644
前年繰越額	84,644
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成23年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成25年11月22日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨 (資金管理団体)

(単位 円)

いが央(ひろし)ネットワーククラブ略称(後援会)

資金管理団体の届出をした者の氏名

伊 賀 央

資金管理団体の届出に係る公職の種類

豊岡市議会議員

報告年月日 25.06.17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

美しい神戸の会

資金管理団体の届出をした者の氏名

長 瀬 猛

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日 25.07.31

1 収入総額	1,508,494
前年繰越額	1,508,494
2 支出総額	0
3 資産等の内訳 (借入金) 長 瀬 宏 子	7,000,000

北川やすとし政策研究会

(関係書類が押収されているため、収支の状況が記載できない旨、報告があった。)

資金管理団体の届出をした者の氏名

北 川 泰 寿

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日 25.03.25

1 収入総額	不明
前年繰越額	24,695
本年收入額	不明
2 支出総額	不明

こどもの未来を創造する会

資金管理団体の届出をした者の氏名
資金管理団体の届出に係る公職の種類
報告年月日 25.02.14

小 西 彦 治
伊丹市議会議員

1 収入総額	0
2 支出総額	0

はりま民意を県政に反映する会

資金管理団体の届出をした者の氏名
資金管理団体の届出に係る公職の種類
報告年月日 25.03.13

中 嶋 修 市
兵庫県議会議員

1 収入総額	828,357
前年繰越額	828,357
2 支出総額	0

安居圭一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
資金管理団体の届出に係る公職の種類
報告年月日 25.08.21

安 居 圭 一
三木市議会議員

1 収入総額	88,549
前年繰越額	88,549
2 支出総額	0

米田まさあき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
資金管理団体の届出に係る公職の種類
報告年月日 25.03.27

米 田 和 哲
神戸市議会議員

1 収入総額	103,869
前年繰越額	103,869
2 支出総額	103,869
3 支出の内訳	
政治活動費	103,869
機関紙誌の発行その他の事業費	103,869
宣伝事業費	103,869

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

赤松愛一郎後援会

報告年月日 25.03.22

1 収入総額	200,000
本年收入額	200,000
2 支出総額	163,380
3 本年收入の内訳	
寄附	200,000
個人分	200,000
4 支出の内訳	
政治活動費	163,380
機関紙誌の発行その他の事業費	163,380
宣伝事業費	163,380

5 寄附の内訳

(個人分)

赤松 芳子

200,000 加古郡稲美町

秋田修一後援会

報告年月日 25.04.03

1 収入総額 0

2 支出総額 0

明日の三田をつくる会

報告年月日 25.03.21

1 収入総額 10,645

前年繰越額 10,645

2 支出総額 0

安当会

報告年月日 25.08.21

1 収入総額 0

2 支出総額 0

池田義孝後援会

報告年月日 25.03.15

1 収入総額 0

2 支出総額 0

石橋まさとし後援会

報告年月日 25.04.01

1 収入総額 2,058,984

本年收入額 2,058,984

2 支出総額 2,058,984

3 本年收入の内訳

寄附 2,058,984

個人分 682,484

政治団体分 1,376,500

4 支出の内訳

経常経費 659,815

光熱水費 10,815

事務所費 649,000

政治活動費 1,399,169

機関紙誌の発行その他の事業費 1,399,169

機関紙誌の発行事業費 295,490

宣伝事業費 1,053,793

その他の事業費 49,886

5 寄附の内訳

(個人分)

石橋 正敏

682,484 神戸市東灘区

(政治団体分)

民主党兵庫県総支部連合会

1,300,000 神戸市中央区

民主党兵庫県第1区総支部

76,500 同市同区

石橋正敏の本気で優しく地域へ感謝する会

報告年月日 25. 04. 01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

出田ひろしげ後援会

報告年月日 25. 03. 26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

伊藤仁後援会

報告年月日 25. 05. 08

1 収入総額	56,956
前年繰越額	56,956
2 支出総額	0

ウイルかこがわ

報告年月日 25. 03. 28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

うえち英一後援会

報告年月日 25. 03. 06

1 収入総額	0
2 支出総額	0

大倉すみ子後援会

報告年月日 25. 03. 08

1 収入総額	0
2 支出総額	0

大河内しげた後援会

報告年月日 25. 04. 01

1 収入総額	50,000
本年収入額	50,000
2 支出総額	0
3 本年収入の内訳	
寄附	50,000
政治団体分	50,000
4 寄附の内訳	
(政治団体分)	
年間5万円以下のもの	50,000

河崎源後援会

報告年月日 25. 03. 27

1 収入総額	9,965
前年繰越額	9,965
2 支出総額	0

郷土美化石田一男後援会

報告年月日 25. 03. 18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

郷土美化小久保正雄後援会

報告年月日 25. 03. 18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

郷土美化小林昭後援会

報告年月日 25. 03. 18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

郷土美化永田秀一後援会

報告年月日 25. 03. 18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

郷土美化南淡路島後援会

報告年月日 25. 03. 18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

近畿税理士政治連盟兵庫県第2支部連合会

報告年月日 25. 02. 15

1 収入総額	2,972,416
前年繰越額	2,560,402
本年收入額	412,014
2 支出総額	614,405
3 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	411,645
近畿税理士政治連盟	411,645
その他の収入	369
一件10万円未満のもの	369
4 支出の内訳	
経常経費	176,691
備品・消耗品費	176,691
政治活動費	437,714
組織活動費	437,714

小西彦治後援会

報告年月日 25. 02. 14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

小松茂後援会

報告年月日 25. 03. 25

1	収入総額	0
2	支出総額	0

酒井一と市民の力

報告年月日 25. 03. 27

1	収入総額	178, 333
	前年繰越額	160, 333
	本年收入額	18, 000
2	支出総額	38, 000
3	本年收入の内訳	
	寄附	18, 000
	個人分	18, 000
4	支出の内訳	
	経常経費	38, 000
	備品・消耗品費	38, 000
5	寄附の内訳	
	(個人分)	
	年間5万円以下のもの	18, 000

サトウ基裕後援会

報告年月日 25. 01. 10

1	収入総額	169, 888
	前年繰越額	20, 000
	本年收入額	149, 888
2	支出総額	53, 500
3	本年收入の内訳	
	寄附	149, 888
	個人分	149, 888
4	支出の内訳	
	政治活動費	53, 500
	組織活動費	53, 500
5	寄附の内訳	
	(個人分)	
	年間5万円以下のもの	149, 888

城谷英之後援会

報告年月日 25. 03. 14

1	収入総額	1, 107, 019
	本年收入額	1, 107, 019
2	支出総額	1, 107, 019
3	本年收入の内訳	
	寄附	1, 107, 019
	個人分	1, 107, 019
4	支出の内訳	
	政治活動費	1, 107, 019
	選挙関係費	1, 107, 019
5	寄附の内訳	
	(個人分)	
	城 谷 英 之	1, 107, 019

神崎郡福崎町

救う会兵庫

報告年月日 25.01.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

高橋邦夫後援会

報告年月日 25.03.15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

田中まさたけサポート倶楽部

報告年月日 25.03.28

1 収入総額	1,269,990
前年繰越額	106,990
本年收入額	1,163,000
2 支出総額	1,245,551
3 本年收入の内訳	
寄附	810,000
個人分	810,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	353,000
ゴルフコンペ	340,000
会議会費	13,000
4 支出の内訳	
経常経費	677,101
人件費	16,830
光熱水費	76,588
備品・消耗品費	71,174
事務所費	512,509
政治活動費	568,450
組織活動費	77,418
機関紙誌の発行その他の事業費	447,792
宣伝事業費	114,750
その他の事業費	333,042
調査研究費	43,240
5 寄附の内訳	
(個人分)	
田中正剛	500,000 西宮市
年間5万円以下のもの	310,000

知縁ネットワーク西宮

報告年月日 25.03.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

田路勝と共に宍粟市を考える会

報告年月日 25.02.05

1 収入総額	84,644
前年繰越額	84,644
2 支出総額	0

なかしま修市後援会

報告年月日 25. 03. 13

1 収入総額	713, 102
前年繰越額	713, 102
2 支出総額	0

なかそちづ子をはげます会

報告年月日 25. 03. 27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

中塚和夫後援会

報告年月日 25. 04. 30

1 収入総額	120, 000
前年繰越額	120, 000
2 支出総額	0

中山えいじ後援会

報告年月日 25. 03. 25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

西垣好博後援会

報告年月日 25. 06. 27

1 収入総額	27, 220
前年繰越額	27, 220
2 支出総額	0

登里伸一後援会

報告年月日 25. 03. 28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

長谷川ひでたけ後援会

報告年月日 25. 03. 27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

東田たくみ後援会

報告年月日 25. 01. 23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

兵庫県歯科医師連盟灘支部

報告年月日 25. 03. 28

1 収入総額	1, 282, 139
前年繰越額	974, 633
本年收入額	307, 506
2 支出総額	397, 390

3	本年收入の内訳		
	個人の党費・会費(86人)		133,500
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入		174,000
	兵庫県歯科医師連盟		174,000
	その他の収入		6
	一件10万円未満のもの		6
4	支出の内訳		
	政治活動費		397,390
	寄附・交付金		397,390
ひょう敏雄後援会			
報告年月日 25.01.18			
1	収入総額		0
2	支出総額		0
本荘賀寿美後援会			
報告年月日 25.03.27			
1	収入総額		116,378
	前年繰越額		116,378
2	支出総額		0
もりむらたろう後援会			
報告年月日 25.03.13			
1	収入総額		10,000
	本年收入額		10,000
2	支出総額		8,720
3	本年收入の内訳		
	寄附		10,000
	個人分		10,000
4	支出の内訳		
	経常経費		8,720
	備品・消耗品費		8,720
5	寄附の内訳		
	(個人分)		
	年間5万円以下のもの	10,000	
山田和広「創志」			
報告年月日 25.03.27			
1	収入総額		0
2	支出総額		0
山村悦三を励ます会			
報告年月日 25.03.14			
1	収入総額		272,780
	本年收入額		272,780
2	支出総額		272,780
3	本年收入の内訳		
	寄附		272,780
	個人分		272,780

4 支出の内訳		
政治活動費		272,780
機関紙誌の発行その他の事業費		272,780
宣伝事業費		272,780
5 寄附の内訳		
(個人分)		
年間5万円以下のもの	272,780	

山本雅之を支援する会

報告年月日 25.03.21

1 収入総額		0
2 支出総額		0

吉田ひでお後援会

報告年月日 25.04.08

1 収入総額		0
2 支出総額		0

寄川やすひろ後援会

報告年月日 25.03.12

1 収入総額		0
2 支出総額		0

リバイバルKOB E

報告年月日 25.03.15

1 収入総額		0
2 支出総額		0



兵庫県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により政治団体から解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成25年11月22日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨(その他の政治団体)

(単位 円)

平成23年解散分

助野勇後援会

報告年月日 25.01.21

期間 23.01.01~23.04.01

1 収入総額		0
2 支出総額		0

収支報告書の要旨(政党の支部)

(単位 円)

平成24年解散分

社会民主党兵庫県伊丹支部

報告年月日 25.04.18

期間 24.01.01～24.12.31

1 収入総額	147,946
前年繰越額	17,146
本年收入額	130,800
2 支出総額	147,946
3 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	130,800
社会民主党兵庫県連合	130,800
4 支出の内訳	
経常経費	59,544
備品・消耗品費	3,660
事務所費	55,884
政治活動費	88,402
組織活動費	83,402
機関紙誌の発行その他の事業費	5,000
宣伝事業費	5,000

日本維新の会衆議院兵庫県第12区支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

宮 崎 健 治

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 25.01.30

期間 24.11.24～24.12.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

日本維新の会兵庫県第11区支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

堅 田 壮 一 郎

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 25.01.08

期間 24.11.15～24.12.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

みんなの党兵庫県第6区支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

杉 田 水 脈

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 25.01.15

期間 24.01.01～24.11.16

1 収入総額	8,487,679
前年繰越額	2,961,085
本年收入額	5,526,594
2 支出総額	8,430,679
3 本年收入の内訳	

借入金	1,026,315
杉田水脈	1,026,315
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	4,500,000
みんなの党本部	4,500,000
その他の収入	279
一件10万円未満のもの	279
4 支出の内訳	
経常経費	6,064,854
人件費	1,374,320
光熱水費	66,722
備品・消耗品費	598,360
事務所費	4,025,452
政治活動費	2,365,825
組織活動費	1,055,500
機関紙誌の発行その他の事業費	537,697
宣伝事業費	537,697
調査研究費	583,851
その他の経費	188,777
5 資産等の内訳	
(借入金)	
杉田水脈	1,026,315

収支報告書の要旨 (資金管理団体)

(単位 円)

平成24年解散分

赤松正雄後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

赤松正雄

資金管理団体の届出に係る公職の種類

衆議院議員

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

赤松正雄

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 25.01.22

期間 24.01.01～24.12.31

1 収入総額	671,305
前年繰越額	772
本年收入額	670,533
2 支出総額	671,305
3 本年收入の内訳	
寄附	670,533
個人分	670,533
4 支出の内訳	
経常経費	632,865
備品・消耗品費	174,532
事務所費	458,333
政治活動費	38,440
組織活動費	38,440
5 寄附の内訳	
(個人分)	
赤松正雄	600,000 姫路市
年間5万円以下のもの	70,533

壮大会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 国会議員関係政治団体の区分

堅 田 壮一郎
 衆議院議員
 法第19条の7第1項第1号
 及び第2号

公職の候補者の氏名
 公職の候補者に係る公職の種類

堅 田 壮一郎
 衆議院議員

報告年月日 24. 12. 26

期間 24. 11. 15～24. 12. 21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

武田正昭政経研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 24. 03. 29

武 田 正 昭
 兵庫県議会議員

期間 24. 01. 01～24. 03. 29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

どい隆一をはげます会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 国会議員関係政治団体の区分

土 肥 隆 一
 衆議院議員
 法第19条の7第1項第1号
 及び第2号

公職の候補者の氏名
 公職の候補者に係る公職の種類

土 肥 隆 一
 衆議院議員

報告年月日 25. 01. 11

期間 24. 01. 01～24. 12. 31

1 収入総額	4,815,432
前年繰越額	753,369
本年收入額	4,062,063
2 支出総額	4,580,203
3 本年收入の内訳	
寄附	4,062,000
個人分	12,000
政治団体分	4,050,000
その他の収入	63
一件10万円未満のもの	63
4 支出の内訳	
経常経費	2,370,383
人件費	613,060
光熱水費	4,962
備品・消耗品費	974,650
事務所費	777,711
政治活動費	2,209,820
組織活動費	12,800
機関紙誌の発行その他の事業費	2,197,020
宣伝事業費	2,197,020

5 寄附の内訳

(個人分)

年間5万円以下のもの 12,000

(政治団体分)

灯心会 4,050,000 神戸市須磨区

長尾ちよの後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

長尾ちよの

資金管理団体の届出に係る公職の種類

加東市議会議員

報告年月日 25.02.20

期間 24.01.01～24.12.31

1 収入総額 276

前年繰越額 276

2 支出総額 0

宮崎健治後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

宮崎健治

資金管理団体の届出に係る公職の種類

衆議院議員

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号
及び第2号

公職の候補者の氏名

宮崎健治

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 25.01.30

期間 24.11.24～24.12.31

1 収入総額 0

2 支出総額 0

安田佳子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

安田佳子

資金管理団体の届出に係る公職の種類

姫路市議会議員

報告年月日 25.01.28

期間 24.01.01～24.12.31

1 収入総額 0

2 支出総額 0

収支報告書の要旨(その他の政治団体)

(単位 円)

平成24年解散分

足立正典後援会

報告年月日 25.02.20

期間 24.01.01～24.12.31

1 収入総額 0

2 支出総額 0

うすい隆夫後援会

報告年月日 25.01.09

期間 24.01.01～24.12.31

1 収入総額 18,901

前年繰越額 18,901

2 支出総額	18,901
3 支出の内訳	
経常経費	18,901
備品・消耗品費	18,901

うちださとみ後援会

報告年月日 25.01.07

期間 24.01.01～24.12.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

勝樂恒美後援会

報告年月日 25.01.09

期間 24.01.01～24.12.29

1 収入総額	181,290
前年繰越額	181,290
2 支出総額	0

川重労組プラント・環境支部政策実現推進委員会

報告年月日 25.03.26

期間 24.01.01～24.09.24

1 収入総額	0
2 支出総額	0

小寺昌樹後援会

報告年月日 25.02.27

期間 24.01.01～24.12.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

白髪みどり後援会

報告年月日 25.09.17

期間 24.10.01～24.12.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

新生兵庫講演会

報告年月日 25.01.18

期間 24.06.08～24.12.28

1 収入総額	47,650,176
本年収入額	47,650,176
2 支出総額	47,650,176
3 本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	47,650,000
新生兵庫講演会開催事業	47,650,000
その他の収入	176
一件10万円未満のもの	176
4 支出の内訳	

政治活動費		47,650,176
機関紙誌の発行その他の事業費		8,416,851
政治資金パーティー開催事業費		8,416,851
寄附・交付金		39,233,325
5 特定パーティーの概要		
新生兵庫講演会(1,720人)	47,650,000	神戸市中央区
6 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		
新生兵庫講演会		
(団体からの対価の支払)		
兵庫県保育推進連盟	300,000	神戸市中央区
兵庫県農政推進協議会	500,000	同 市同 区
J F グループ兵庫水産政策協議会	500,000	明石市
(政治団体からの対価の支払)		
兵庫県不動産政治連盟	300,000	神戸市中央区
兵庫県歯科医師連盟	500,000	同 市同 区
兵庫県私学経営研究会	1,000,000	同 市同 区
兵庫県薬剤師連盟	300,000	同 市同 区
兵庫県精神科病院政治連盟	300,000	同 市同 区
兵庫県医師連盟	1,000,000	同 市同 区

杉原延享を支援する会

報告年月日 25.08.22

期間 24.01.01～24.02.09

1 収入総額	0
2 支出総額	0

正睦会

報告年月日 25.03.22

期間 24.01.01～24.12.28

1 収入総額	21,478
前年繰越額	21,478
2 支出総額	0

高橋信二後援会

報告年月日 25.01.11

期間 24.01.01～24.12.31

1 収入総額	807,937
前年繰越額	807,874
本年收入額	63
2 支出総額	344,452
3 本年收入の内訳	
その他の収入	63
一件10万円未満のもの	63
4 支出の内訳	
経常経費	167,051
備品・消耗品費	167,051
政治活動費	177,401
組織活動費	124,046
機関紙誌の発行その他の事業費	53,355
機関紙誌の発行事業費	53,355

武田正昭後援会

報告年月日 24.03.29

期間 24.01.01～24.03.29

1 収入総額	323,066
前年繰越額	323,066
2 支出総額	0

西川正一とともに加西市を考える会

報告年月日 25.03.22

期間 24.01.01～24.12.28

1 収入総額	64,398
前年繰越額	64,398
2 支出総額	0

圓山浩平後援会

報告年月日 25.02.18

期間 24.01.01～24.10.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

村田興亜後援会

報告年月日 25.01.08

期間 24.01.01～24.12.30

1 収入総額	65,810
前年繰越額	65,810
2 支出総額	0

吉田のりあき後援会

報告年月日 25.03.04

期間 24.01.01～24.12.31

1 収入総額	54,089
前年繰越額	54,089
2 支出総額	0

鷲野隆夫後援会

報告年月日 25.01.15

期間 24.01.01～24.12.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

公 安 委 員 会 告 示**兵庫県公安委員会告示第394号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年
国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成25年11月22日

兵庫県公安委員会
委員長 橋本 猛 伸

1 平成25年11月5日付けで委嘱を解いた者

氏名	活動区域
上田 喬	姫路警察署の管轄区域
中尾 行宏	芦屋警察署の管轄区域

2 平成25年11月5日付けで委嘱をした者

氏名	連絡先	活動区域
妹尾 雅志	芦屋警察署 (0797) 23-0110	芦屋警察署の管轄区域